

## 観護措置決定により身体を拘束されたすべての少年に対して

### 国選付添人を選任することを求める決議

1 少年審判事件において、弁護士付添人は、非行事実の認定や保護処分の必要性の判断が適正に行われるために活動するとともに、家庭及び学校・職場など少年を取りまく環境の調整を行い、少年の更生を支援する活動も行う。特に、少年は、その未成熟さの故に、成人に比して虚偽自白を余儀なくされる危険性が高いばかりか、自分の主張を的確に伝える能力が乏しい。また、家庭での虐待あるいは学校等での疎外などの環境上の問題が少年の非行原因の大きな割合を占めている。そのため、少年に対して法的援助を行うとともに、環境調整を行うなどして少年の成長・更生を支援する弁護士付添人の存在は、極めて重要である。

2 それにもかかわらず、観護措置決定により身体を拘束された少年に対する弁護士付添人の全国における選任率は、2011年(平成23年)で72.5%、国選付添人選任率に限れば3.7%にすぎず、身柄を拘束されている成人の刑事被告人のほぼ全員に弁護人が付されていることと比較すると、少年に対する法的援助が不十分な状況にあることは明らかである。

このように国選付添人選任率が極端に低くなっている大きな原因として、少年審判事件における国選付添人制度の対象事件が殺人や強盗などの重大事件に限定されている上、国選付添人を選任するか否かは家庭裁判所の裁量に委ねられていることが挙げられる。

さらに、2009年(平成21年)5月から被疑者段階の国選弁護人制度の対象事件が拡大されたが、国選付添人制度の対象事件は、前記のとおり、重大事件に限定されたままであるため、捜査の段階では国選弁護人が選任されているにもかかわらず、少年の身柄が家庭裁判所に送致されると、国選弁護人選任が失効し、付添人が選任されないまま審判が行われるという矛盾した事態が生じている。

3 こうした状況を打開すべく、日本弁護士連合会は、少年に対する法的援助を充実させる暫定的措置として、弁護士自らが特別会費で費用を負担する少年保護事件付添援助制度を設けている。これにより、資力の有無にかかわらず、観護措置決定により身体を拘束された少年が法的援助を受けることが可能となっている。国選付添人以外の弁護士付添人の大部分は、同制度を利用して選任されている。

福島県内でもこの付添人援助制度の利用などにより付添人選任率は年々向上しており、2011年(平成23年)における福島県内の家庭裁判所で観護措置決定により身体を拘束された少

年に対する弁護士付添人の選任率は、平均して88.6%と全国の選任率を大きく上回っている。当会においては、観護措置決定により身体を拘束されたすべての少年に対して付添人を選任することを目指して付添人派遣制度規則を制定し、本年2月1日から施行している。

- 4 しかしながら、弁護士会が特別会費を徴収して国の責務を肩代わりすることは本来あるべき姿ではない。少年に適切な法的援助を受けさせることは、本来は、国の責務である。日本国憲法第13条、31条及び34条等に照らせば、少なくとも身体拘束を受けた少年には、必ず弁護士による適切な法的援助を受ける権利が保障されなければならない。

少年に適切な法的援助を受けさせることが国の責務であることは、我が国が批准している子どもの権利条約が、その第37条(d)において「自由を奪われたすべての児童は、弁護人その他適当な援助を行う者と速やかに接触する権利を有」と規定し、さらに、その第40条第2項(b)において「刑法を犯したと申し立てられたすべての児童」には、「防御の準備及び申立てにおいて弁護人その他適当な援助を行う者を持つこと」が保障されると規定していること、そして、国際連合子どもの権利委員会(CRC)による、日本政府の報告書に対する第3回最終見解(2010年)も、すべての子どもが手続のあらゆる段階で法的及びその他の支援を受けられることを確保すること(パラグラフ85(d))を求めていることから明らかである。

少なくとも身体拘束を受けた少年に必ず弁護士による適切な法的援助を受ける権利を保障するためには、国選付添人制度の対象事件の拡大が必要である。

- 5 今月8日、法務大臣の諮問機関である法制審議会は、少年の刑事事件の厳罰化等を盛り込んだ少年法の改正案の要綱を決定し、法務大臣に宛てた答申を提出した。国選付添人制度に関しては、対象事件の範囲が拡大されてはいるものの、選任が裁判所の裁量によるなどの限定が加えられるほか、少年審判に国選付添人が選任される対象事件の範囲が長期3年を超える罪への拡大にとどまっており、これと連動して検察官関与制度の対象事件を同様の範囲に拡大することを内容としている。

国選付添人制度の対象事件の拡大の問題と検察官関与制度の対象事件の拡大の問題は理論的に連動するものではない。国選付添人制度の対象事件の拡大と合わせて検察官関与対象事件をも拡大することは、少年法の保護主義の理念を後退させるものであり容認できない。

弁護士である付添人による法的援助は、少なくとも現実に身体を拘束を受けているすべての少年に対し、適正手続を保障する観点から認められるべきであり、罪名や法定刑の如何で区別されるべきではない。国選付添人選任事件は、罪名や法定刑にかかわらず、少なくとも観

護措置決定により身体を拘束されたすべての少年を対象とすべきである。

- 6 そこで、当会は、国に対して、一刻も早く少年法を改正し、国選付添人制度の対象を、家庭裁判所に送致され、観護措置決定により身体を拘束された全ての少年に拡大するよう求める。  
以上のとおり決議する。

2013年(平成25年)2月16日

福島県弁護士会

## 決議の理由

### (弁護士付添人の意義・役割)

- 1 少年審判手続において、弁護士付添人は、少年法の「少年の健全な育成を期」という理念の下、冤罪の防止、非行事実の適正な認定のための活動だけでなく、被害弁償や少年の家庭・就学先・就業先などの環境調整を行うなど、少年の更生を支援する活動を行っている。  
少年審判を受ける少年には、本来心の拠り所であるべき家庭で虐待を受け、あるいは、学校で疎外される等、どこにも居場所を見つけられず、信頼できる大人に出会えぬまま非行に走る者も少なくない。そのような少年を受容し理解したうえで、少年に対して法的・社会的な援助をし、少年の成長・発達を支援する弁護士付添人の存在は、少年の更生にとって極めて重要である。

### (現行制度の問題点)

- 2 弁護士は、付添人活動を通じて、実際に多くの少年の成長と更生を助け、もって地域から非行を減らし、地域・社会の安全に貢献してきた。

そのような活動のなかで、弁護士が痛感してきたのは、少年事件の背景事情に目を向けるなら、重大事件に限らず、ぐ犯事件を含むすべての事件について弁護士付添人の支援が必要であること、少なくとも観護措置決定により身体の拘束を受けている少年に対しては、弁護士付添人の支援が不可欠であることであった。

ところが、2007年(平成19年)5月に導入された国選付添人制度は、検察官関与決定あるいは被害者傍聴の申出がなされた事件以外は、故意の犯罪行為により被害者を死亡させた事件、死刑又は無期若しくは短期2年以上の懲役若しくは禁錮にあたる事件に対象が限定されているうえ、付添人選任の要否は家庭裁判所の裁量によるものとされ、その適用範囲は極めて狭いものにとどまっている。

家庭裁判所で審理される少年は、年間約49,000人であるが、そのうち付添人が選任されているのは約8,000人(約16%)の少年についてのみである。また、審判までの間、少年鑑別所に収容され、身体を拘束されている少年約11,200人について見ても、付添人が選任されているのは、割合にして約72.5%に過ぎない(2011年 平成23年の統計資料による。)

このように、少年について付添人が選任される割合は、成人の刑事事件の場合被告人のほぼ100%に弁護人が選任されているのに比べて相当に低い数値にとどまり、しかも、少年院に送致されるような重大な処分を受ける場合でも、多くの少年に付添人が付いていないのが実情である。少年審判と刑事裁判は、手続が異なるとはいえ、事実を確認し、今後の立ち直りの可能性を審理する点は同じであり、むしろ、少年の場合心身ともに未熟であることを考えると、成人以上に弁護士の支援が必要といえるのに、現状は、それに見合っていないのである。

しかも、2009年(平成21年)5月に被疑者国選弁護制度の対象事件が拡大されたことにより、被疑者段階では国選弁護人による法的な援助を受けていた少年が、家庭裁判所送致後は、国選付添人が選任されず、手続の途中で弁護士による援助を受けられなくなるという制

度上の看過しがたい矛盾が生じている。

具体的には、窃盗・傷害などの罪を犯した少年については、被疑者段階で国選弁護士が選任され弁護士の援助を受けていたにもかかわらず、家裁段階では、弁護士の援助を受けることができないことになる(いわゆる「置き去りにされた少年」問題である。)。実際に国選付添人の選任数は、少年鑑別所に収容された少年の約3.7%に過ぎない(2011年(平成23年))。

(日弁連・当会の取り組み)

- 3 現在、日本弁護士連合会は、すべての弁護士会員が特別会費を拠出することにより、弁護士費用を支払うことができない少年に費用を援助する少年保護事件付添援助制度を実施している。

かつて、子どもの権利条約を日本が批准した1994年(平成6年)当時、少年保護事件付添援助件数は全国で553件にすぎなかった(財団法人法律扶助協会の実績件数)。しかし、その後増加を続け、2007年(平成19年)日弁連による少年保護事件付添援助制度に引き継がれてからは4,000件を超え、2011年度(平成23年度)には、8,742件に達している。

当会においても、2006年(平成18年)少年付添人活動の拡充を図ることを目的として、非行行為を行った年少少年及び重大な非行行為を行った少年に、速やかに、弁護士及び付添人を付けるための制度(年少少年事件及び重大身柄事件に対する付添人等派遣制度)を発足させた。

同年、福島県内において観護措置決定により身体を拘束された少年172人のうち、弁護士付添人が選任された少年は29人(選任率約17%)であったのに対し、その後、選任率は増加を続け、2011年(平成23年)においては、観護措置決定により身体を拘束された少年に対する弁護士付添人の選任率は約88.6%となっている。

さらに、当会においては、少年鑑別所送致の観護措置決定により身体を拘束されたすべての少年について、少年、その保護者又は家庭裁判所から付添人紹介の要請等があったときは、すべての少年に対して付添人を選任することを目指して付添人派遣制度規則を制定し、本年2月1日から施行している。

(条約などの国際準則)

- 4 しかしながら、弁護士会が特別会費を徴収して国の責務を肩代わりすることは本来あるべき姿ではない。少年に適切な法的援助を受けさせることは、本来は、国の責務である。日本国憲法第13条、31条及び34条等に照らせば、少なくとも身体の拘束を受けた少年には、必ず弁護士による適切な法的援助を受ける権利が保障されなければならない。

この点、我が国が批准している子どもの権利条約第37条(d)も、「自由を奪われたすべての児童は、弁護士その他適当な援助を行う者と速やかに接触する権利を有」と規定している。さらに、同条約は、その第40条第2項(b)において「刑法を犯したと申し立てられたすべての児童」には、「防御の準備及び申し立てにおいて弁護士その他適当な援助を行う者を持つこと」が保障されると規定しており、国際連合子どもの権利委員会(CRC)による、日本政府の

報告書に対する第3回最終見解(2010年)も、すべての子どもが手続のあらゆる段階で法的及びその他の支援を受けられることを確保すること(パラグラフ85(d))を求めている。

これらに照らせば、ぐ犯事件を含むすべての少年事件において少年に付添人が選任されるべきであるが、少なくとも、観護措置決定により身体を拘束された少年については、非行事実の軽重にかかわらず、環境調整が不十分であるため少年院送致などの重大な処分を受ける場合も多いことに鑑み、弁護士付添人による適切な法的援助が不可欠である。

全面的国選付添人制度を導入することによって、付添人選任率が飛躍的に上昇することは成人の国選弁護士制度の成果を見る限り明らかである。

したがって、その適用の対象を少なくとも家庭裁判所に送致され観護措置決定により身体を拘束されたすべての少年に拡大する国選付添人制度の導入を一刻も早く行う必要がある。

#### (法制審議会の動向及びそれに対する批判)

- 5 今月8日、法務大臣の諮問機関である法制審議会は、少年の刑事事件の厳罰化等を盛り込んだ少年法の改正案の要綱を決定し、法務大臣に宛てた答申を提出した。国選付添人制度に関しては、対象事件の範囲が拡大されているものの、選任が裁判所の裁量によるなどの限定が加えられるほか、少年審判に国選付添人が選任される対象事件の範囲が長期3年を超える罪への拡大にとどまっており、これと連動して検察官関与制度の対象事件を同様の範囲に拡大することを内容としている。

国選付添人選任制度の対象事件の拡大と合わせて検察官関与対象事件をも拡大することは、心身未成熟な少年が心理的圧迫を受けずに自己の言いたいことを述べることを著しく困難となるおそれがあり、事実関係を争おうとする少年を成人の刑事裁判の場合と比べてはるかに不利な状況に置きかねないものである。したがって、対象事件の拡大は、少年法の保護主義の理念を後退させるものであり容認できない。

そもそも、検察官関与制度対象事件の拡大の問題と国選付添人制度の対象事件の拡大の問題は理論的に連動するものではない。

心身ともに未成熟であることから法的援助の必要性がより高いにもかかわらず、少年への法的援助が成人よりも不十分であるというアンバランスな状況は速やかに改善されなければならない。弁護士である付添人による法的援助は、少なくとも現実に身柄の拘束を受けているすべての少年に対し、適正手続を保障する観点から認められるべきであり、罪名や法定刑の如何で区別されるべきではない。国選付添人選任事件は、罪名や法定刑にかかわらず、少なくとも観護措置決定により身体を拘束されたすべての少年を対象とすべきである。

#### (まとめ)

- 6 そこで、当会は、国に対して、一刻も早く少年法を改正し、国選付添人制度の対象を、家庭裁判所に送致され、観護措置決定により身体を拘束されたすべての少年に拡大するよう求めるものである。

以上